

改正JICA法と新JICAの業務



平成20年3月6日

国際協力機構・国際協力銀行

改正JICA法と新JICAの業務

経緯

2006年2月24日 「海外経済協力のあり方について」(自民党政務調査会)

2月28日 「海外経済協力に関する検討会」報告書

5月26日 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」成立

2006年
臨時国会

改正JICA法成立
(11月8日)

2008年
10月

新JICA発足予定

改正JICA法ポイント

- 新JICAが、JBICの海外経済協力業務(円借款等)を承継。(新JICAでは「有償資金協力業務」と呼ぶ。)
- 新JICAが、外務省より無償資金協力の実施業務の一部を承継。(外交政策上の必要から外務省が引き続き実施するものを除く)
- 有償資金協力業務とその他の業務の勘定を区分し、有償資金協力業務の財務及び会計については、現行JBICと同様の制度(国会議決予算、準備金積立等)を維持。
- 新JICA全体の主務大臣は外務大臣。ただし有償資金協力業務の財務・会計事項は、外務大臣と財務大臣の共管。
- 2008年10月1日に施行(新JICAの発足)。

新援助機関(新JICA)イメージ図

技術協力

+

有償資金協力

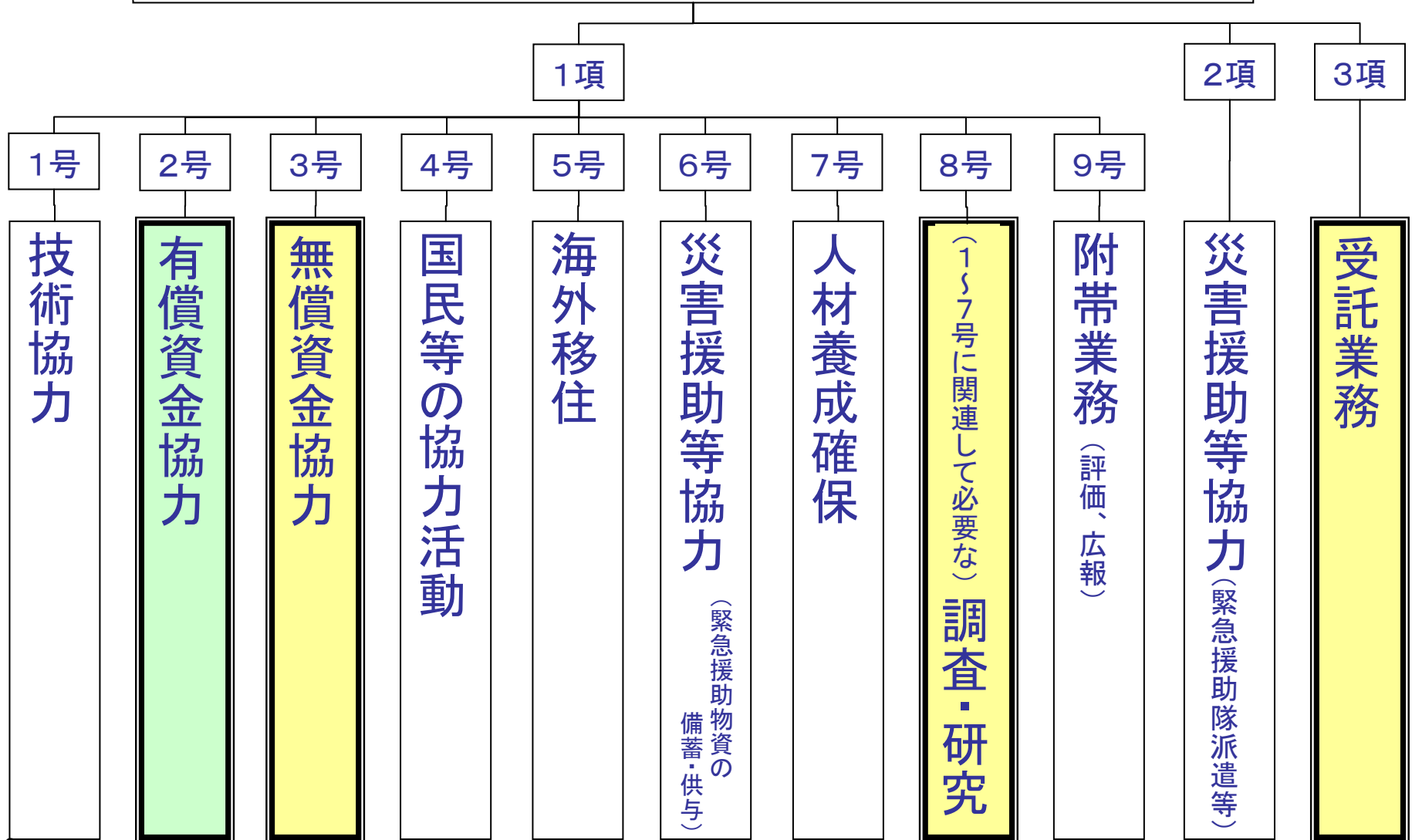
+

無償資金協力

(外交政策上の必要から外務省が引き続き実施するものを除く)

新JICAの業務

改正機構法 第13条(業務の範囲)



新JICAの制度設計のポイント

総合的な援助機関に相応しい新たな体制と組織文化の創造

- ✓ 閣僚級の「海外経済協力会議」の下、政府が策定した戦略・政策に則って、わが国の政府開発援助(ODA)を一元的に実施。
- ✓ 3つの援助手法(技協・有償・無償)の特性を十分に活かしつつ、それらを有機的に組み合わせて実施するための新たな組織・業務の流れを構築。
- ✓ 地域を中心とした体制の確立を進め、各国・地域毎に3つの援助手法を跨ぎ、援助の全体像を管理できるようにする。
- ✓ 総合的な援助機関に相応しい国際社会に対する知見の発信力を強化。
- ✓ 援助手法を跨いで知見を有する人材を育成する人事・採用・研修制度の確立。
- ✓ 国際機関、NGO、民間企業、大学、地方公共団体等との包括的な協力の実現。

統合のポイント

1. 業務面の一体化

- ✓ 政府が策定した戦略・政策に則り、地域担当部が司令塔となって、援助を機動的かつ迅速に実施

2. 組織面の一体化

- ✓ 地域を中心とした体制を確立し、各国・地域ごとに3つの援助スキームを跨ぎ、援助の全体像を管理

3. 人事制度の一本化

- ✓ 新JICAとしての新たな人事制度を構築、組織の一体感を醸成する
適材適所の人事配置

4. 現場主義に根ざした海外事務所体制

- ✓ 3つの援助スキームを現地で実施することにより、現場主義を引き続き推進

5. 統合による効率化効果

- ✓ 人員配置の効率化と国・地域を中心とした体制構築